

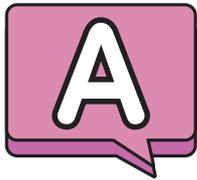
食品に混入していた異物で
けがをした場合の補償は？

相談者の気持ち

食品スーパーで購入したおはぎを食べた幼い娘が、プラスチック片を吐き出し口の中も切れて血が出ていました。店舗の責任者は、製造業者と相談して連絡すると言いますが、最低限、治療費は負担してもらいたいです。

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省（現経済産業省）などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



食品の製造業者が製造した食品を食品スーパーが販売していて、その食品に異物が混入していたために食べた人が負傷した場合、製造業者は製造物責任に基づき、被害を受けた消費者に直接、賠償責任を負い、食品スーパーは消費者に対し、不法行為責任（民法709条）又は契約不適合責任（民法562条以下）に基づいて賠償責任を負う可能性があります（製造業者に過失があれば不法行為責任[民法709条]を負う可能性もあります）。

賠償の範囲は、治療費だけでなく、通院交通費、休業損害（有職者が仕事を休んだ場合）、慰謝料、後遺障害損害も認められる可能性があります。

しかし、これらの責任が認められるためには、まず、負傷の原因がその食品（おはぎ）の中に入っていたプラスチック片であること（因果関係）、そのプラスチック片の混入が製造業者又は食品スーパーの過失に基づくものであることが必要です。

因果関係については、プラスチック片がおはぎの中にあっただけなのかどうか（家庭内にあっただけの可能性もあります）、おはぎの中にあっただけでも口の中が切れたのはそのプラスチック片によるものなのかどうかなどが問題となります。

また、過失については、製造業者の事業所内の

品質管理に問題がなかったのかどうか（プラスチック片が混入する可能性の有無）、輸送途中に問題がなかったのかどうか（乱暴な取扱により異物が混入する可能性）、食品スーパーに搬入されてからの管理に問題がなかったのかどうか（食品スーパーに商品が到着した際の商品検査の手落ちや来店客による商品への異物混入を防止する対策の有無）などが問題になります。

このような因果関係や過失の存在は被害者側が立証する必要があります（ただし、製造物責任の場合は被害者が製造業者の過失を立証する必要はありません）ので、起こった事態に関する証拠（この事例の場合ですとプラスチック片、食べ残しのおはぎや包装、支払時のレシート、医療機関の領収書、医師の診断書やカルテ等）は捨てずに残しておくことが重要です。

また、幼い娘さんがおはぎを食べてプラスチック片を吐き出した状況や、その際に周辺に同種のプラスチック片が散らかったりしていなかったかどうかについて、記憶が鮮明なうちにメモを残しておくことも重要です。

このような事故の場合、当事者間の交渉にせよ、法手続による請求をするにせよ、複雑な議論をすることになりますので、消費生活センターに相談するほか、弁護士と相談しながら取り組むことをお勧めします。